



## ①「メンテナンス」情報・・・ワイパー交換していますか！？



今年は早々と梅雨入りしましたね。

雨の運転は視界が悪くうっおしいものです。

今月はワイパーのお話です。

雨降りにワイパーを動かしたとき余計見にくくなったり「ガガガッ！」という音が鳴って雨水を掃かず前が見えないなんて経験ありませんか？

その原因のほとんどがワイパーのゴムの劣化によるものです。

使用頻度によって違いますが、通常の性能が発揮されるのは、1年ぐらいです。

遅くとも2年毎(車検)には交換をおすすめします。

また、最近ではゴムを交換するだけで撥水するタイプや、ゴムとブレード(ゴムを通して金属の土台)が一体になった、Top Pit's Plus(トップピッツプラス)というタイプなど優れた商品もありますよ。

交換は2~3分ぐらいで簡単にできますので、是非お試しください。

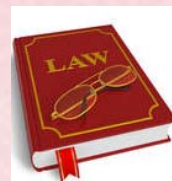
## ②「季節」情報・・・自然の中の自動車工場ならではの・・・



季節は梅雨に入り、皆様の近くでも田植えがすすんで、規則正しく苗が植えられ季節の風物詩を感じられておられるのではないのでしょうか。

それに伴い、音の風物詩！カエルの鳴き声が日も陰り、家路に向かう頃には大合唱になってまいりました！！

先日早朝、お預かりさせていただいていた車の上に、可愛くアマガエルがたたずんでいました。あまりの可愛さにシャッターを切りました。ちなみに自然の中の自動車工場なのです。

③「お役立ち」情報・・・ひと口 法律メモ  
「抵当権を設定した自宅の売却は可能？」

自己所有の家屋に抵当権を設定したものが当該家屋を売却することができるのでしょうか。

例えば銀行から融資をうける際に自己所有家屋を担保として抵当権を設定した場合に当該家屋を第三者に売却することは可能でしょうか。

抵当権は被担保債務(この場合銀行に対する借入金返済債務)が不履行となった場合に始めて実行されるもので所有権はもちろん占有権も債務者に帰属します。



よって債務者は所有権者として抵当権付き家屋を売却することができます。

但し。抵当権がついていることで売却価格は低く設定されることが通常です。

## ひと口法律メモ バックナンバー

7号 「小売業を営む店舗の生存権？」

6号 「金銭を借り入れた場合の契約の成立時期について」

5号 「失火責任法 延焼の場合の重過失？」

4号 クリーンエアフィルターで花粉ガード！

3号 「使用者責任何？」

2号 「満期所有権という用語について」

1号 「PL法はなぜ出来たのか？」

## MAK通信 発行責任

松山自動車 代表 松山正

大阪府堺市南区畑286-5 TEL 0120-234-028

アクティブ車体 代表取締役 坂本浩司

大阪府堺市西区菱木1-2242 TEL 0120-745-155

KY自動車 代表取締役 内田肇

大阪府泉大津市我孫子182 TEL0725-21-5291

